

## 業 務 仕 様 書

### (田辺総合庁舎本館、保健所棟 冷暖房設備保守点検業務)

#### 1 総 則

京都府田辺総合庁舎本館及び保健所棟に設置されたヒートポンプチラー、散水用ポンプ、エアーハンドリングユニット、ファンコイルユニット、冷温水循環ポンプ、その他空調にかかる設備の円滑で適切な運転を維持するため、保守・点検等の業務を行う。

なお、当該業務仕様書は、1年間の業務内容等を明記したものであり、3カ年同様の業務を行うものとする。

#### 2 保守点検対象機器及び業務内容

| 設置場所 | 機 器 名 | 品 番 等                         | 基数  | 業 務 内 容    |   |
|------|-------|-------------------------------|---|------------|---|
| 本館   | 屋上    | 1 ヒートポンプチラー                   | MITSUBISHI MCHV-P1800AE1  | 2基         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安装置の機能点検</li> <li>・各計器の指示値状態確認</li> <li>・冷媒漏れ検知点検</li> <li>・油圧の点検</li> <li>・油量の適否の点検</li> <li>・制御盤の機能点検</li> <li>・蒸発圧力、凝縮圧力の良否の点検</li> <li>・ファンの清掃点検</li> </ul>      |
|      |       | 2 散水用ポンプ                      | 川本製作所 NF3-400T  | 1基         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の清掃</li> <li>・作動点検</li> </ul>   |
|      | 機械室   | 3 冷温水循環ポンプ                    | 川本ポンプ   | 1基         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グランドパッキンの締め調整</li> </ul>  |
|      |       |                               | GEL-806M-4MN7.5<br>EBARA 80×65FSFD65.5A<br>EBARA 80×65FSFD65.5E     | 1基<br>1基   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・振動、作動音、水漏れの点検</li> <li>・軸受温度の点検及びび芯出し</li> <li>・圧力、電流、電気回路の点検</li> </ul>  |
|      | 本館内   | 4 膨張タンク                       | 日立金属 AX-110V  | 1基         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部の汚れの点検清掃</li> <li>・発錆及び損傷の点検</li> <li>・ボールタップの作動点検</li> </ul>   |
|      |       | 5 ファンコイルユニット<br>天井隠蔽型<br>床置き型 | MITSUBISHI<br>リヒンクマスター-LV-600FE、リヒンクマスター-LV-800FE、リヒンクマスター-LV-300FE | 10基<br>44基 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンの清掃点検及びベアリングの点検</li> <li>・機器本体の清掃(外部・内部)</li> <li>・冷温水管・冷温水コイルの点検</li> <li>・エアーフィルターの定期清掃</li> <li>・振動、作動音の点検</li> </ul>   |
| 保健所棟 | 屋上    | 1 ヒートポンプチラー                   | SANYO SCP-AHP1800CIK  | 1基         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安装置の機能点検</li> <li>・各計器の指示値状態確認</li> <li>・冷媒漏れ検知点検</li> <li>・油圧の点検</li> <li>・油量の適否の点検</li> <li>・制御盤の機能点検</li> <li>・蒸発圧力、凝縮圧力の良否の点検</li> </ul>                         |
|      |       | 2 エアーハンドリングユニット               | SINKO DV-7<br>SINKO DV-4  | 1基<br>1基   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エアーフィルターの点検清掃</li> <li>・温湿度感知器、ボリュームダンパ及び防火ダンパの機能点検</li> <li>・ケーシング取付部、保温の破損の点検</li> <li>・吹出口、環気口の汚れ点検</li> <li>・自動制御機器の機能点検</li> <li>・ユニット内部及びダクト内部の汚れの点検</li> </ul> |
|      | 機械室   | 3 冷温水循環ポンプ                    | EBARA POMPU 80SG65.5  | 1基         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グランドパッキンの締め調整</li> <li>・振動、動音、水漏れの点検</li> <li>・軸受温度の点検及びび芯出し</li> <li>・圧力、電流、電気回路の点検</li> </ul>   |
|      |       | 4 膨張タンク                       | 容量 150L   | 1基         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部の汚れの点検清掃</li> <li>・発錆及び損傷の点検</li> <li>・ボールタップの作動点検</li> </ul>   |

|       |   |                         |  |           |  |
|-------|---|-------------------------|--|-----------|--|
| 保健所棟内 | 5 | ファンコイルユニット<br>天井隠蔽型床置き型 | SANYO FWM6FK1、FWM12FK1、FWMA6TMK1、FWMA6FMK1、FWM3FK1 | 6基<br>17基 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンの清掃点検及びベアリングの点検</li> <li>・機器本体の清掃(外部・内部)</li> <li>・冷温水管・冷温水コイルの点検</li> <li>・エアフィルターの定期清掃</li> <li>・振動、作動音の点検</li> </ul> |
|       | 6 | 排気ファン                   | 松下精工(株) FY-10CU                                    | 1基        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファン・モーターの点検及びベアリングの点検</li> <li>・振動、作動音の点検</li> <li>・振動、作動音の点検</li> <li>・軸受温度の点検</li> <li>・電流の点検</li> </ul>                 |

### 3 実施回数及び時期

冷暖房保守点検は各々年2回、冷房点検(5月・7月)、暖房点検(11月・1月)とする。  
実施日時については、点検予定日の30日前までに京都府と調整の上、決定すること。

### 4 その他

- (1) 点検に必要とする材料等は受託者の負担とする。ただし、取替えを必要とする部品等は別途とする。
- (2) 点検の結果、機器運転上性能維持に支障のある箇所を探知した場合は、京都府担当者に連絡し、その指示を受けるものとする。
- (3) その他本仕様書に記載されていないことで疑義を生じたときは、その都度双方協議するものとする。
- (4) 業務終了後は、業務に係る写真を添付し、業務完了報告書を提出するものとする。

## (受水槽・高架水槽点検清掃業務)

### 1 総 則

京都府田辺総合庁舎(本館)に設置された受水槽・高架水槽の衛生的な環境を維持するため、水槽内の点検・清掃(消毒を含む)を行う。  
なお、当該業務仕様書は、1年間の業務内容等を明記したものであり、3カ年同様の業務を行うものとする。

### 2 対象設備及び業務内容

| 設置場所 | 機 器 名 | 品 番 等                | 業 務 内 容   |  |
|------|-------|----------------------|---|--|
| 本館   | 機械室   | 1 受水槽<br>(飲用水用揚水ポンプ) | 積水工事(株) MT 満水13m <sup>3</sup><br>2槽式<br>川本製作所 TVS-506×2-MN2.2<br>川本製作所 TVS-506×2S-MN2.2 | ①受水槽周辺の清掃<br>②受水槽・高架水槽の通気、オーバーフロー管の点検<br>③電極棒の点検及び清掃 |
|      | 屋上    | 2 高架水槽               | 積水工事(株) RDT型<br>3000L   | ④受水槽・高架水槽の清掃及び残渣の場外搬出処分<br>⑤受水槽・高架水槽及び末端給水栓の残留塩素測定   |

### 3 実施回数及び時期

上記2業務内容①～④については、年1回(7月)とし、⑤については、冷暖房点検時に年4回実施するものとする。

なお、実施日時については、点検予定日の30日前までに京都府と調整の上、決定すること。

### 4 その他

- (1) 業務の実施は、貯水槽清掃作業監督者が実施しなければならない。
- (2) 業務の実施にあたっては、給水設備の正常な運転を損うことなく実施すること。
- (3) 給水設備が故障した時は、速やかに点検、補修を行い、その顛末を京都府に報告しなければならない。
- (4) 点検に必要とする材料等は受託者の負担とする。ただし、取替えを必要とする部品等は別途とする。
- (5) その他本仕様書に記載されていないことで疑義を生じたときは、その都度双方協議するものとする。
- (6) 業務終了後は、業務に係る写真を添付し、業務完了報告書を提出するものとする。